

留意していただきたい事項

(取扱を変える主な事項)

1 問合せなどの受付時間

8時30分から17時15分まで

2 問合せ、貸館契約申込みの受付を開始する日

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ○ 施設区分1 (展示ホール2面以上) | 使用開始日の <u>24か月前の同日</u> |
| ○ 施設区分2 (展示ホール1面、コンベンションホール全面) | 使用開始日の <u>12か月前の同日</u> |
| ○ 施設区分3 (施設区分1、2以外) | 使用開始日の <u>6か月前の同日</u> |

3 貸館／借館契約までの手続き

①仮予約 → ②使用申請 → ③当館の審査 → ④使用承認の流れとします。

- ①仮予約： 電話連絡などで仮予約してください。仮予約の有効期間は仮予約の日から起算して14日間です。期間が過ぎると仮予約は自動解消します。
- ②使用申請： 仮予約期間中に「産業交流館使用承認申請書」を提出してください。申請書の中で反社会的勢力でないことを表明・確約してください (公共団体以外)。
- ③審査： 当館が申請内容を審査します。関係資料の提出などを求めることがあります。
- ④使用承認： 当館が「産業交流館使用承認書」を送付します。これをもって貸館契約の成立 (いわゆる予約)となります。

4 使用者の都合による使用の取消と取消料

承認済みの使用を取り消す場合、「産業交流館使用取り止め届出書」を提出してください。当館が届出書を受け取った日が次に該当する場合は取消料として施設利用料全額をいただきます。

- | | | |
|---------|-------------|--------------|
| ○ 施設区分1 | 使用開始日から起算して | <u>60日以内</u> |
| ○ 施設区分2 | 〃 | <u>30日以内</u> |
| ○ 施設区分3 | 〃 | <u>14日以内</u> |

5 使用者の都合による使用の変更と取消料

承認済みの使用を変更する場合、「産業交流館使用変更承認申請書」を提出してください。当館は申請内容を審査し、「産業交流館使用変更承認書」を送付します。

使用の変更とは、「承認済みの使用の取消」と「新たな使用申請」を一括して行う手続きになります。使用する期日、施設を変更する場合、「承認済みの使用の取消」に該当する部分に対して、上記4のとおり取消料をいただきます。

6 適用期日

令和6年8月1日以降に貸館契約に向けた仮予約を行うものから適用します。

同7月31日以前に従来の方法で貸館契約 (予約) したのものについては従来の利用規約を適用します。ただし、適用日 (8月1日) 以降に期日、施設を変更するもの (期日、施設の追加のみを除く。)については、変更時から新たな利用規約を適用します。